

非常災害時の対応について（ふれあい子育てひろば）

1. **午前9時**の時点で、泉州地域で「警報」が発令された場合、原則として、子育てひろばは臨時休業とします。
(※泉佐野市に、午前9時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は臨時休業となります。)
2. 子育てひろばの営業中に警報が発令された場合、それ以降の営業はいたしません。ご自宅へ帰宅をお願いいたします。

※警報とは台風接近時に関わらず、「**暴風警報**」又は「**大雨特別警報**」のことをさします。

※泉州地域とは、大阪府南西部に位置し、「堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町」の13市町（9市4町）からなる地域をさします。